

第4回一般社団法人千葉県理学療法士会代議員選挙実施要綱

1. 選挙人について

- (1) 投票者は選挙人、立候補者は被選挙人とする。
- (2) 選挙人、被選挙人資格について
 - 1) 被選挙人は令和4年10月1日の時点において、会員として登録されている者。
 - 2) 選挙人は令和4年10月1日の時点において、会員として登録されている者
- (3) 選挙人及び被選挙人の資格の無い者は以下のとおりとする。
 - 1) 休会者
 - 2) 会員未登録者
 - 3) 会員資格が停止されている者

2. 選挙の告示について

- (1) 選挙告示日は令和4年10月1日とする。

3. 立候補の受付について

- (1) 受付時期
 - 1) 立候補受付期間は、令和4年11月1日から11月10日、士会事務所必着までとする。
 - 2) 立候補辞退は立候補期間に文書で選挙管理委員長へ届け出るものとする。
 - 3) 立候補届けに不備のある場合、選挙管理委員会が定める期日までに再提出を求める。期日までに再提出されない場合、なお不備がある場合立候補は受け付けない。
 - 4) 令和4年10月1日に会員として登録されている会員情報をもとに作成される被選挙人名簿と立候補届の内容が異なる場合、立候補を受け付けない。

(2) 立候補届の様式

- 1) 立候補の場合は「様式第3号」に基づき作成する。
- 2) 「様式3号」A4版の大きさとする。
- 3) 立候補辞退届は「様式第4号」に基づき作成する。
- 4) 「様式第4号」A4版の大きさとする。
- 5) 立候補届け・立候補辞退届の提出は下記に郵送する。

〒260-0013

千葉市中央区中央1-11-1

千葉中央ツインビル1号館1005号室

一般社団法人千葉県理学療法士会 代議員選挙立候補受付係

4. 選挙方法および立候補者一覧の送付について

- (1) 立候補者が定数に満たない場合
理事会が補充の代議員を推薦する。

- (2) 令和5年1月に投票方法、立候補者一覧を会員へ発送予定
- (3) 選挙活動
 - 立候補者の氏名や趣旨の告示については、令和4年12月上旬を目処に千葉県士会ホームページ上に掲載する。

5. 投票について

- (1) 投票期間：令和5年1月の「投票方法」の到着時より、令和5年1月26日(木)まで(士会事務局必着)
- (2) 投票方法：選挙人に送られる投票用葉書に立候補者の番号を記入し郵送する。
 - 投票は単記方式とする。
 - 白票は有効投票とする。
 - 定数を超えて記入されたものは無効とする。

6. 開票について

- (1) 投票締め切り後行う。開票を行う日時は別途選挙管理委員会が定める。
- (2) 開票立会人は、立候補者が推薦した会員が3名を超える場合選挙管理委員会が定めた会員立会いの下抽選で決定する。抽選を行う日時は別途選挙管理委員会が定める。
- (3) 立候補者が推薦する開票立会人が定数に達しない場合は、不足の開票立会人を選挙管理委員会が指名する。
- (4) 投票葉書の保管について
 1. 千葉県士会事務局に保管箱を設置し保管する。保管箱は選挙管理委員及び選挙管理委員長に指名を受けた者以外は扱わない。
 2. 保管箱は開票を行う場所まで選挙管理委員長、委員長が指名した者により移動させることが出来る。
 3. 選挙管理委員長は、開票日に開票立会人の下、保管箱より投票された葉書を取り出し集計する。
 4. 選挙管理委員長の指名により、委員長以外の者が票の集計を行うことができる。
- (5) 無投票当選について
 - 立候補者が定数以内の時は投票を行わず、該当選挙の立候補者を持って当選とする。
- (6) 当選人について
 1. 得票数の多い者から順に、代議員の定数に相当する数の者までを当選人とする。
 2. 最下位同数得票者については、選挙管理委員会が定める日に選挙管理委員長立会いの下、くじにより当選人を決定する。
 3. 定数を満たさない場合、理事会より推薦された代議員を無投票当選とする。
 4. 選挙結果確定後当選とする。
- (7) 選挙結果は千葉県士会ホームページ上、及び士会ニュースにおいて発表する。

7. 異議申立てについて

- (1) 異議申立ての期間は、投票結果を市会ホームページに掲載後1週間とする。
- (2) 異議申立ての受付は文書によるものとし、申し立て先は選挙管理委員長とする。

8. 当選証書の発行

当選が確定した後、当選証書を発行する。

9. 選挙についての問い合わせ

右記のアドレス宛にお願いします。chiba-rpt@crest.ocn.ne.jp